

令和 4 年 第 7 回農業委員会総会 議事録

1. 日 時	令和 4 年 6 月 1 0 日（金）午前 9 時 2 9 分～
2. 場 所	にかほ市金浦庁舎 第 3 会議室
3. 委員総数	1 2 名
4. 出席した委員（1 2 名）	1 番 佐々木純子 2 番 加藤朋光 3 番 佐々木鋼記 4 番 須田貴志 5 番 齋藤一成 6 番 巴 朋之 7 番 須藤孝子 8 番 須田 久 9 番 佐藤久美子 10 番 森 孝良 11 番 遠藤 豊 12 番 小林 豊 （傍聴人 推進委員 伊藤盛雄）
5. 欠席した委員（0 名）	
6. 総会議長	会長 小林 豊
7. 議事録署名委員	7 番 須藤孝子 8 番 須田 久
8. 出席した事務局職員	事務局長 小森俊英 副主幹班長 村上裕子 主任 館岡里海
9. 議事日程	第 1 議事録署名委員の指名 第 2 会議書記の指名 第 3 会期の決定 第 4 諸般の報告 第 5 議案審議
報告第 8 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知（合意解約）について ・・・【 2 件】
報告第 9 号	農地の転用事実に関する照会について ・・・【 1 件】
議案第 1 8 号	農地法第 3 条の規定による賃借権設定の件について ・・・【 1 件】

- 議案第 19 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の件について
・・・【 2 件】
- 議案第 20 号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見について
・・・【 2 件】
- 議案第 21 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更に伴う賃借権設定の件について
・・・【 3 件】
- 議案第 22 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件について
・・・【 1 件】
- 議案第 23 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
・・・【 63 件】

◆事務局長

ただ今より、令和 4 年第 7 回農業委員会総会を開催いたします。はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(開会 午前 9 時 29 分)

◇議長

おはようございます。

6 月に入ってから少し寒い日が続いておりまして、苗の色づきがまだ十分ではないという状況かなと思います。市内を回りまして、去年まで作付けされていたと思われる水田が、今年作付けされていない箇所がみられまして、残念だなと感じているところです。

5 月 30 日、31 日に上京しまして、全国農業委員会会長大会に出席してまいりました。コロナ対策ということで、関係者以外の人とは出来るだけ接触しないよう、都内の移動は全てバス移動でありました。

31 日の午前中は、県選出国會議員への要請集会がありましたが、水稻作付けしない場合の減反の交付金対象外事案等について要請しております。

委員の皆さんにはこれから農地パトロール等、本格的に活動していただくこととなりますので、今後ともよろしく願い申し上げます。あいさつといたします。

◆事務局長

ありがとうございました。

それではこれより議事に移ります。議事の進行は、にかほ市農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会長が議長になりまして進めさせていただきます。会長、よろしくお願いします。

◇議長

それでは審議に入る前に欠席者を報告します。本日は欠席の届け出はありませんでした。

ただ今の出席委員は、委員総数12名中12名です。出席委員は過半数に達しております。よって本日の会議は成立いたします。

◇議長

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

7番 須藤孝子委員 8番 須田 久委員の両名をお願いいたします。

◇議長

日程第2 会議書記を指名いたします。

会議書記には、本日出席の事務局職員を指名いたします。

◇議長

日程第3 会期の決定の件を議題といたします。

会議の会期は、本日1日限りと決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声あり〉・・・

◇議長

ご異議ないようですので、会期は本日1日限りといたします。

◇議長

日程第4 諸般の報告

5月25日、県都市農業委員会会長会通常総会が開催される予定でしたが、県内でのコロナウイルス感染者が連日報告されていた時期でもあり、書面による議決権行使の方法に変更されております。

5月31日、全国農業委員会会長大会及び県選出国會議員要請集会が東京都で行われまして出席しております。

◇議長

日程第5 議案審議に入ります。

報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

それでは、議案書の5ページをお開きください。

報告第8号-1は、新たに利用権を設定するため合意解約するものであります。なお、新たな利用権の設定として、議案第23号-2へ上程されています。

報告第8号-2は、売買により所有権を移転するため合意解約するものであります。なお、その所有権移転につきましては議案第19号-2へ上程されております。

◇議長

報告第8号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、報告第8号については同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声〉・・・

◇議長

ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長

次に、報告第9号 農地の転用事実に関する照会について上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書6ページになります。農地の転用事実に関する照会が秋田地方法務局本荘支局よりありました。

当該農地は象潟町字二本松地内の農地で、蚶満寺から北東約1kmにある地目が「田」の農地であります。位置図を7ページ、分筆予定図を8ページに掲載しておりますが、登記上は一筆の農地であります。その農地を分筆して一部を地目変更しようとするものです。

分筆予定図にあるように、「A50-1」と「B50-2」は土地の形質も異なっておりまして、農地として使用しているのは「A50-1」であります。

「B50-2」は、いわゆる「九十九島」のひとつである「鹿渡島」^{しかわたりじま}に隣接しており、現在は農道で分断されておりますが、昭和9年に国指定天然記念物に指定された「鹿渡島」^{しかわたりじま}の一部であったと思われま。

象潟前川地区ほ場整備事業を前に、文化財保護課で文化庁から現地指導を受け、明治3年の切絵図と照合したところ、その可能性が極めて高いとされ、保護のため地目変更するものです。

現地につきましては、森 委員及び事務局職員が確認をした上で非農地と判断し回答しております。

◇議長

報告第 9 号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見等ないので、報告第 9 号については同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声あり〉・・・

◇議長

ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第 18 号 農地法第 3 条の規定による賃借権設定の件について上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書 9 ページになります。議案第 18 号につきましては、賃借権の更新であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであり、農地法第 3 条第 2 項のいずれにも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

◇議長

議案第 18 号の説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないので、議案第 18 号について許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に議案第 19 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の件について上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案第 19 号について一括して説明いたします。議案書 10 ページ、11 ページになります。

議案第 19 号－1 につきましては、申請地は譲受人の所有する農地と隣接しており、現況は一区画の農地となっております。譲渡人は農業をする意思もなく、譲受人は耕作上便利なことから、贈与することで合意したものであります。

議案第 19 号－2 は、自己破産による債務整理のため農地を売買するものであります。申請地の一部は報告第 8 号－2 に係る農地であり、規模を拡大したい譲受人の耕作する農地に隣接していることなどから破産管財人との間で■■■■円に合意したものであります。

それぞれの受人の経営状況は議案に記載のとおりであり、農地法第 3 条第 2 項のいずれにも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

◇議長

議案第 19 号－1 及び 2 の説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、はじめに議案第 19 号－1 について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に議案第 19 号－2 について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に議案第 20 号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見について と 議案第 21 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更に伴う賃借権設定の件についてを併せて上程します。議案第 20 号－1 及び 2、議案第 21 号－1 及び 2 については関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書は12ページからになります。

議案第20号-1及び2と議案第21号-1及び2は、仁賀保高原で稼働している風力発電設備の建て替え工事に係る農地の一時転用の案件であり、内容は同じものになります。位置図を22ページ、申請の一部になりますが土地利用計画図を23ページに掲載しております。

平成12年に農地転用の許可を受け15基の風力発電設備が仁賀保高原に建設されておりますが、建設から20年を経過したことにより既設風車15基の撤去と新設風車6基の建設のための工事用通路や作業ヤードとして昨年9月、約8haの転用許可を申請し、同年11月に許可されております。

今回、送電用の埋設ケーブルの撤去と新設のため、新たに約3.3haの面積を追加し、合計約11.3haの転用面積とする計画変更の承認と、追加分の約3.3haについて、改めて許可を受けようとするものです。増加分の3.3haの農地区分は農振農用地区域内農地であるため、農地転用は原則不許可であります。仮設等の一時的な利用でありますので、不許可の例外として認められております。現地につきましては由利地域振興局職員に確認してもらっています。

なお、転用面積の増加を伴わない変更、例えば法人である転用事業者が合併・分割等により法人名が変わった場合などは変更承認のみで足りますが、今回の場合は面積の増加を伴うため、変更承認とは別に、増加分の転用許可を改めて受ける必要があることから、このような議案構成、議案説明となったものです。

◇議長

議案第20号-1及び2、議案第21号-1及び2の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

(10番 森 孝良委員 挙手)

◇10番
森委員

今回、転用事業計画の変更ということで13ページの変更前計画と変更後計画を見ますと、ケーブル埋設の転用が追加されています。前回、つまり当初からケーブル埋設もセットで計画されていたのではないかと考えられます。所有者や他の権利者等との色々な調整等もあったかと思いますが、前回許可の6か月後に変更の申請が提出されたことについて伺います。

◆事務局長

埋設ケーブルをそのまま引き続き使用するのか、新しいケーブルに更新するのかは、転用事業者からの申し出がなければこちら側ではわかりません。

前回の転用許可申請では申請書への押印が不要となっていたことから、確認のため、所有者等の転用への同意書提出を求めたところです。今回の変更申請によって、ケーブル埋設は当初から計画の一部であったのでは、と考えるところですが、前回の許可申請の同意書には開発面積の記載もありましたが、ケーブル埋設部分の面積が含まれておりませんでしたので、改めて所有者等からの同意を得て、今回の変更、追加の申請となったものです。

◇議長

他にご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、はじめに議案第20号－1及び2について承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、承認相当の意見を付して知事に進達することに決定します。

◇議長

続いて、議案第21号－1及び2について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定します。

◇議長

次の議案第21号－3は、5番 齋藤一成委員に関連ありますので、農業委員会等に関する法律第31条及びにかほ市農業委員会会議規則第18条、議事参与の制限に該当しますので退席願います。

〈5番 齋藤一成委員退席〉

(午前9時53分)

◇議長

議案第21号－3について、事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書 15 ページと 24 ページからになります。

申請地は象潟町横岡字下長田地内の、上郷南部地区農業集落排水施設から東に約560mにある地目が田の農地です。付近見取図、位置図を 31 ページ、32 ページに掲載しております。

申請者である借受人は、県の河川等環境維持修繕工事により、付近を流れる清水川内の伐木・除根工事を請け負っております。工事により発生する伐木・除根の集積場所を探していたものの、工事区間である下長田橋から重利田橋の周辺には農地以外に適当な土地が無かったため、保全管理されている申請地を選定し、所有者、耕作者の同意を得られたことから、一時転用地として申請するものです。

申請地は農振農用地区域内農地ではありますが、仮設等の一時的な利用でありますので、不許可の例外として認められております。現地につきましては由利地域振興局職員及び巴 委員、森 委員に確認していただいております。

◇議長

議案第 21 号－3 の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第 21 号－3 について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定します。

5 番 齋藤一成委員の入室を許可します。

〈5 番 齋藤一成委員着席〉

(午前 9 時 56 分)

◇議長

次の議案第 22 号は 8 番 須田 久委員に関連ありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条及びにかほ市農業委員会会議規則第 18 条、議事参与の制限に該当しますので退席願います。

〈8 番 須田久委員退席〉

(午前 9 時 57 分)

それでは議案第２２号 農地法第５条の規定による使用目的
 変更に伴う所有権移転の件について上程します。事務局の説明
 を求めます。

議案書 33 ページからになります。

譲渡人は相続により農地を含む不動産を取得しましたが、県外在住であり、またコロナ禍により家屋、宅地の管理のための帰省も難しくなったこともあって、申請地と隣接する宅地の譲受人を探していて、自治会への贈与で合意したものです。

申請地は都市計画の用途地域内農地であり、原則転用が許可される第3種農地と判断しております。現地につきましては、由利地域振興局職員及び小林会長と須藤委員に確認していただいております。

議案第２２号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

ご質問、ご意見ないようですので、議案第 22 号について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員ですので、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定します。

(午前9時59分)

次に、議案第２３号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書の４１ページからとなります。市長より、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による、農用地利用集積計画の決定を求められております。利用権設定の計画が合わせて６２件でありまして、うち賃借権の新規が１４件、再設定が４６件、使用貸借権の新規と再設定が各１件で、利用権設定の総面積は３３２,１９４㎡です。また、所有権の移転が１件で面積は１,５１５㎡となっております。以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を全て満たしていると考えます。

それでは、議案第２３号－１から６までを説明いたします。

議案第２３号－１と２は、現況一区画の農地となっており、同一の受人が利用権を設定するもので、１は賃借権の新設、２は報告第８号に係る農地でありまして、使用貸借権の新設であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりであります。

議案第２３号－３と４は賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりであります。

議案第２３号－５と６は賃借権の新設であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりであります。

◇議長

議案第２３号－１から６までの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第２３号－１から６については、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長

続けて事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案第２３号－７から３１まで説明いたします。７から３１までは全て賃借権の再設定となります。議案書４４ページからです。

議案第２３号－７と８は賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりであります。

議案第２３号－９と１０は受人が同一であり、いずれも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりであります。

議案第２３号－１１から１９は受人が同一であり、いずれも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりであります。

議案第２３号－２０は賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりであります。

議案第２３号－２１から２６は受人が同一であり、いずれも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりであります。

議案第２３号－２７は賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりであります。

議案第２３号－２８と２９、３０と３１は、それぞれ受人が同一であり、いずれも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりであります。

◇議長

議案第２３号－７から３１までの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第２３号－７から３１については、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長

続けて事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案第２３号－３２から３９まで説明いたします。議案書５８ページからになります。

議案第２３号－３２から３５は受人が同一であり、３２と３３は賃借権の新設、３４と３５は賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりであります。

議案第２３号－３６は賃借権の新設、３７と３８は受人が同一の賃借権の再設定、３９は使用貸借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりであります。

◇議長

議案第２３号－３２から３９までの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第２３号－３２から３９については、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長

続けて事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案第２３号－４０から６２について説明いたします。議案書６２ページからになります。

議案第２３号－４０から６２は全て受人が同一であります。４０から４７までは賃借権の新設、４８から６２までは賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

◇議長

議案第２３号－４０から６２までの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長 ご質問、ご意見ないようですので、議案第２３号－４０から
６２については、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を
求めます。

．．．〈挙手全員〉．．．

◇議長 挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたしま
す。

◇議長 続けて事務局の説明を求めます。

◆事務局長 議案書７２ページになります。最後に議案第２３号－６３に
ついて説明いたします。

議案第２３号－６３は秋田県農業公社を通しての売買並びに
所有権移転であります。本件は今年の１月総会において農地法
第３条による所有権移転の許可を受けた農地になります。畑地
区のは場整備区域内にある農地で、換地までまだ時間が残され
ていることから、農業公社を通した所有権移転に切り替えるも
ののです。なお、売買価格は■■■■■円で１月総会時と変わりあり
ません。

◇議長 議案第２３号－６３の説明が終わりました。ご質問、ご意見
等ございませんか。

．．．〈なしの声あり〉．．．

◇議長 ご質問、ご意見ないようですので、議案第２３号－６３につ
いては原案どおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

．．．〈挙手全員〉．．．

◇議長 挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたしま
す。

以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。
これをもちまして総会を閉会いたします。ありがとうございました。

（閉会 午前１０時９分）

本総会議事録は、にかほ市農業委員会会議規則第27条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するために下記に署名押印する。

令和4年6月10日

議事録署名委員

総会議長 会 長

委 員 7 番

委 員 8 番
